

市会議第 27 号 京都市自転車安心安全条例の制定についての一部を次のように修正する。

第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 2 号とし、同項第 5 号及び第 6 号を削り、同項第 7 号中「前 6 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。